

○米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

平成6年12月27日

条例第28号

改正 平成9年3月31日条例第18号

平成10年12月24日条例第31号

(題名改称)

平成15年3月26日条例第19号

平成17年6月30日条例第47号

平成19年3月30日条例第13号

平成21年12月24日条例第33号

平成22年9月30日条例第22号

平成23年3月29日条例第9号

平成23年9月30日条例第20号

平成23年12月22日条例第30号

平成24年3月28日条例第7号

平成25年12月19日条例第57号

平成26年12月19日条例第25号

平成29年12月22日条例第23号

令和元年6月28日条例第10号

令和元年9月27日条例第38号

令和2年12月17日条例第32号

令和3年12月21日条例第23号

(設置)

第1条 地域住民が主体となった住みよい活力ある地域社会を形成するため、住民の自主的な生涯学習、地域づくり、防災活動等の拠点として、コミュニティセンターを設置する。

(令元条例38・全改)

(名称及び位置)

第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
米沢市中部コミュニティセンター	米沢市丸の内二丁目1番35号
米沢市東部コミュニティセンター	米沢市花沢町一丁目2番38—6号

米沢市西部コミュニティセンター	米沢市直江町5番9号
米沢市南部コミュニティセンター	米沢市本町二丁目4番28号
米沢市北部コミュニティセンター	米沢市中央六丁目1番21号
米沢市松川コミュニティセンター	米沢市通町六丁目14番25号
米沢市愛宕コミュニティセンター	米沢市古志田町76番地の3
米沢市万世コミュニティセンター	米沢市八幡原五丁目4149番地の9
米沢市広幡コミュニティセンター	米沢市広幡町上小菅1394番地の7
米沢市塩井コミュニティセンター	米沢市塩井町塩野2068番地の1
米沢市六郷コミュニティセンター	米沢市六郷町一漆68番地の2
米沢市窪田コミュニティセンター	米沢市窪田町窪田638番地の4
米沢市三沢コミュニティセンター	米沢市大字築沢1776番地の1
米沢市田沢コミュニティセンター	米沢市大字口田沢2375番地の1
米沢市山上コミュニティセンター	米沢市大字関根531番地の1
米沢市上郷コミュニティセンター	米沢市大字梓川681番地の1
米沢市南原コミュニティセンター	米沢市大字李山9196番地

2 米沢市南原コミュニティセンターに分館を置き、名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
米沢市南原コミュニティセンター関分館	米沢市大字関402番地の6

(平10条例31・平15条例19・平17条例47・平22条例22・平23条例9・平23条例20・平24条例7・平29条例23・令元条例38・令2条例32・令3条例23・一部改正)

(事業)

第2条の2 コミュニティセンターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の自主的な活動等の支援に関すること。
- (2) 地域の活力を生み出すための事業の実施に関すること。
- (3) 地域の生活文化の向上、福祉の増進に関すること。
- (4) その他地域の課題解決のため必要と認められること。

(平17条例47・追加、令元条例38・一部改正)

(職員)

第2条の3 コミュニティセンターに館長その他必要な職員を置く。

(平15条例19・追加、平17条例47・旧第2条の2繰下、令元条例38・旧第2条の4繰上・一部改正)

(使用の許可)

第3条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する許可に当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

(平10条例31・一部改正)

(使用の不許可)

第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は備付けの物件（以下「施設等」という。）を汚損し、若しくは破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理上適当でないと認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 第3条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に付した条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請により使用の許可を受けたとき。
- (2) 第3条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

2 市長は、使用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益又は公用上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別設備の許可)

第10条 使用者がコミュニティセンターの使用に当たって特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第6条第1項の規定により使用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところにより当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、コミュニティセンターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可に関すること。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
- (3) 第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

3 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合においては、第3条、第4条、第6条及び第10条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17条例47・全改)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平17条例47・旧第14条繰下、令元条例38・旧第15条繰上)

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の米沢市六郷コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後において許可する六郷コミュニティセンターの使用に係る使用料について適用し、同日前において許可した六郷コミュニティセンターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年12月24日条例第31号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条の表、第13条第1項の表及び別表の改正規定（米沢市北部コミュニティセンターに係る部分に限る。） 平成15年7月1日

（2）第2条の表、第13条第1項の表及び別表の改正規定（米沢市東部コミュニティセンターに係る部分に限る。） 規則で定める日

（平成15年規則第36号で平成15年9月1日から施行）

（3）第2条の表、第13条第1項の表及び別表の改正規定（米沢市三沢コミュニティセンターに係る部分に限る。） 規則で定める日

（平成15年規則第36号で平成15年9月13日から施行）

（館長の任期の特例）

- 2 平成15年4月1日以後最初に任命される東部コミュニティセンター、北部コミュニティセンター及び三沢コミュニティセンターの館長の任期は、第2条の2第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成17年6月30日条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において許可するコミュニティセンターの使用について適用し、施行日前において次の各号に掲げる規定により許可した当該各号に定める施設の使用については、なお従前の例による。

(1) 第1条の規定による改正前の米沢市公民館の設置及び管理に関する条例の規定 米沢市西部公民館、米沢市愛宕公民館、米沢市広幡公民館、米沢市塩井公民館、米沢市窪田公民館、米沢市田沢公民館、米沢市山上公民館、米沢市上郷公民館及び米沢市南原公民館

(2) 第3条の規定による廃止前の米沢市ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の規定 米沢市ふれあいプラザ
(任期の特例)

3 施行日前において任命された第2条の規定による改正前の米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定するコミュニティセンター又は前項各号に定める施設の館長であって、その任期が施行日以後の日まで引き続くこととされたものの任期は、旧条例第2条の規定及び前項各号に掲げる規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成19年3月30日条例第13号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日条例第33号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日条例第22号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表米沢市南部コミュニティセンターの項の改正規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用する場合の米沢市南部コミュニティセンターの使用に係る使用料について適用し、施行日前に使用する場合の米沢市南部コミュニティセンターの使用

に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月22日条例第30号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後において許可するコミュニティセンターの使用に係る使用料について適用し、同日前において許可したコミュニティセンターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月19日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例中別表米沢市三沢コミュニティセンターの項の改正規定は公布の日から、同表米沢市西部コミュニティセンターの項の改正規定及び次項の規定は平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表米沢市西部コミュニティセンターの項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後において許可する米沢市西部コミュニティセンターの使用に係る使用料について適用し、同日前において許可した米沢市西部コミュニティセンターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月22日条例第23号）

この条例は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後において許可するコミュニティセンターの使用に係る使

用料について適用し、同日前において許可したコミュニティセンターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 27 日条例第 38 号）

この条例は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 17 日条例第 32 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表米沢市田沢コミュニティセンターの項の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 21 日条例第 23 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

（令元条例 10・全改、令元条例 38・令 2 条例 32・令 3 条例 23・一部改正）

米沢市コミュニティセンター使用料

区分			使用単位	使用料	冷暖房料
米沢市中 部コミュ ニティセ ンター	多目的ホール		1時間につき	870円	210円
	多目的ホール を分割して使 用するとき。	第1多目的ホ ール	1時間につき	320円	80円
		第2多目的ホ ール	1時間につき	550円	130円
	まがき1		1時間につき	270円	100円
	まがき2		1時間につき	270円	100円
	研修室		1時間につき	320円	100円
	研修室を分割 して使用する とき。	第1研修室	1時間につき	160円	50円
		第2研修室	1時間につき	160円	50円
	調理実習室		1時間につき	270円	100円
	音楽室		1時間につき	270円	100円
米沢市東 部コミュ ニティセ ンター	大ホール		1時間につき	1,290円	270円
	小ホール		1時間につき	320円	100円
	調理実習室		1時間につき	560円	160円
	東雲		1時間につき	270円	100円

	吾妻	1時間につき	270円	100円
	羽黒	1時間につき	270円	100円
	研修室	1時間につき	560円	160円
	第1会議室	1時間につき	560円	160円
	第2会議室	1時間につき	320円	100円
	工作工芸室	1時間につき	320円	100円
米沢市西部コミュニティセンター	大会議室	1時間につき	870円	210円
	いこいの部屋	1時間につき	560円	160円
	子供の部屋	1時間につき	290円	90円
	調理実習室	1時間につき	560円	160円
米沢市南部コミュニティセンター	多目的ホール	1時間につき	1,290円	210円
	調理室	1時間につき	320円	100円
	作業室	1時間につき	560円	160円
	和室 しゃくなげ	1時間につき	270円	100円
	和室 こめつが	1時間につき	270円	100円
	企画編集室	1時間につき	270円	100円
	会議室	1時間につき	270円	100円
	研修室	1時間につき	320円	100円
米沢市北部コミュニティセンター	多目的ホール	1時間につき	1,290円	210円
	工作工芸室	1時間につき	320円	100円
	第1研修室	1時間につき	560円	100円
	第2研修室	1時間につき	270円	100円
	会議室	1時間につき	270円	100円
	調理実習室	1時間につき	270円	100円
	第1クラブ室	1時間につき	270円	100円
	第2クラブ室	1時間につき	270円	100円
米沢市松川コミュニティセンター	多目的ホール	1時間につき	870円	210円
	うこぎ1	1時間につき	270円	100円
	うこぎ2	1時間につき	270円	100円
	松川1	1時間につき	320円	100円

	松川2	1時間につき	320円	100円
	調理実習室	1時間につき	560円	160円
	音楽室	1時間につき	320円	100円
	実習室	1時間につき	320円	100円
米沢市愛 宕コミュ ニティセ ンター	ホール	1時間につき	300円	210円
	第1会議室	1時間につき	120円	100円
	第2会議室	1時間につき	120円	100円
	和室	1時間につき	120円	100円
	調理室	1時間につき	120円	100円
米沢市万 世コミュ ニティセ ンター	多目的ホール	1時間につき	420円	210円
	小ホール	1時間につき	240円	100円
	第1研修室	1時間につき	120円	100円
	第2研修室	1時間につき	120円	100円
	調理実習室	1時間につき	180円	100円
	梓	1時間につき	120円	100円
	清雲	1時間につき	120円	100円
米沢市広 幡コミュ ニティセ ンター	第1会議室	1時間につき	120円	100円
	第2会議室	1時間につき	120円	100円
	第3会議室	1時間につき	120円	100円
	ホール	1時間につき	300円	210円
	談話室	1時間につき	120円	100円
米沢市塩 井コミュ ニティセ ンター	第1会議室	1時間につき	120円	100円
	第2会議室	1時間につき	120円	100円
	第3会議室	1時間につき	120円	100円
	ホール	1時間につき	300円	210円
米沢市六 郷コミュ ニティセ ンター	多目的ホール	1時間につき	420円	210円
	研修室	1時間につき	180円	100円
	調理実習室	1時間につき	120円	100円
	あすなろ	1時間につき	120円	100円
	おももの	1時間につき	120円	100円

	資料・企画室		1時間につき	120円	100円
米沢市窪	多目的ホール		1時間につき	870円	210円
田コミュ	研修室		1時間につき	560円	160円
ニティセ	研修室を分割 して使用する とき。	第1研修室	1時間につき	280円	80円
ンター		第2研修室	1時間につき	280円	80円
	第3研修室		1時間につき	270円	100円
	調理実習室		1時間につき	320円	100円
米沢市三	多目的ホール		1時間につき	420円	210円
沢コミュ	研修室		1時間につき	120円	100円
ニティセ	会議室		1時間につき	120円	100円
ンター	調理実習室		1時間につき	120円	100円
	延齢		1時間につき	120円	100円
	小町		1時間につき	120円	100円
米沢市田	多目的ホール		1時間につき	870円	210円
沢コミュ	研修室		1時間につき	560円	160円
ニティセ	研修室を分割 して使用する とき。	第1研修室	1時間につき	280円	80円
ンター		第2研修室	1時間につき	280円	80円
	第3研修室		1時間につき	270円	100円
	こだま		1時間につき	270円	100円
	調理実習室		1時間につき	270円	100円
米沢市山	ホール		1時間につき	300円	210円
上コミュ	研修室		1時間につき	120円	100円
ニティセ	談話室		1時間につき	120円	100円
ンター	調理実習室		1時間につき	120円	100円
米沢市上	多目的ホール		1時間につき	870円	210円
郷コミュ	研修室		1時間につき	560円	160円
ニティセ	研修室を分割 して使用する	研修室1	1時間につき	280円	80円
ンター		研修室2	1時間につき	280円	80円

	とき。				
	和室		1時間につき	270円	100円
	調理実習室		1時間につき	270円	100円
米沢市南	多目的ホール		1時間につき	870円	210円
原コミュ	研修室		1時間につき	560円	160円
ニティセ	研修室を分割 して使用する とき。	第1研修室	1時間につき	280円	80円
ンター		第2研修室	1時間につき	280円	80円
	和室		1時間につき	560円	160円
	和室を分割し て使用すると き。	なでら	1時間につき	280円	80円
		あづま	1時間につき	280円	80円
	調理実習室		1時間につき	320円	100円
米沢市南	大集会室		1時間につき	240円	100円
原コミュ	中集会室		1時間につき	180円	100円
ニティセ	調理室		1時間につき	120円	100円
ンター関 分館					

備考

- 1 使用時間が1時間未満の場合又は1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。
- 2 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の額に3を乗じて得た額とする。